

Title	三田國文の会規約
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2012
Jtitle	三田國文 No.55 (2012. 6) ,p.75- 76
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20120600-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田國文の会規約（二〇二二年四月現在）

第一条 本会は「三田國文の会」と称する。

第二条 本会は慶應義塾大学文学部国文学専攻及び、同大学大学院文学研究科国文学専攻関係者間の研究の進展・交流に資することを目的とする。

第三条 本会の事務局は慶應義塾大学文学部国文学共同研究室（東京都港区三田二一五一―四五）に置く。

第四条 本会は第二条に定められた目的を達成するために左の事業を行う。

一、機関誌『三田國文』の発行。

二、その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第五条 第二条の目的に賛同する者は会員となることができ、会員は本会事業に参加することができる。会員は会費を納入するものとする。なお会員の入・退会手続及び会費は別に定める所に従う。

第六条 本会に左の役員を置く。

一、代表委員 一名、編集委員 若干名、
会計委員 二名、総務委員 若干名。

第七条 役員は総会における会員の互選による。役員
の任期は原則として二年（四号分）とする。ただし、
重任はさまたげない。（一九九八・六・一二改正）

第八条 総会は代表委員がこれを召集する。また会員の五分

の一以上の要求がある場合にはこれを行う。

第九条 総会は原則として毎年一回以上開くものとする。

第十条 本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わり雑誌の発行期日に左右されない。（一九九七・一〇・一七改正）

第十一条 規約の改正は総会の決議による。

第十二条 第一項 五年以上にわたって会費を滞納した者に対しては、会誌の発送を差し止める。

第二項 滞納者は五年分の会費を支払ったのち、退会か継続かを選択することとする。

（二〇一一・六・三改正）

第十三条 『三田國文』に掲載された論文の著作権・複製権・公衆送信権は、全て『三田國文の会』に帰属する。

（二〇一一・六・三追加）

細則

入会手続 会員の入会は役員
の決議を必要とする。役員が必要と認める場合は、総会の決議に
図る。入会にあたっては入会年度の
初月に遡って会費を納入すること
とする。（一九九八・六・一二改正）

会費 会費は年額六〇〇〇円とし
年度分の分納を認める。ただし、
修士課程に学籍のある会員につ
いては年額五〇〇〇円とする。

また、新修士一年生、新博士一年生（博士一年生については、外部からの新規入学者に限る）の会員につ

いては、年額三〇〇〇円とする。

(二〇〇二・五・一七改正)

退 会 退会を申し出た時点の会計年度の末日を以て退会とする。

役 員 ①役員は原則として二年(四号分)を担当することとするが、会計委員に関しては二年(会計年度の二年分)を担当することを絶対とする。

②編集・会計・総務委員はそれぞれの半数毎を改選することとする。

③編集委員は『三田國文』の編集・刊行に責任をもつ。

④会計委員は監査を経て各年度の会計報告を行う。

⑤『三田國文』の発行人は代表委員がこれを兼ねるものとする。

⑥代表委員は各委員からの互選とする。

(一九九八・六・一二改正)

掲 載 料 一般掲載料は一六頁までは一頁につき一律二〇〇〇

円とする(一頁は四〇〇〇字詰め原稿用紙三・五枚)。

一七頁を超える分については一頁につき一律二五〇〇円とする。また、旧字・旧仮名・凸版などの特殊な印刷の場合は実費を支払うこととする(特に、写真或いは画像等は一枚につき五〇〇円を支払うこととする)。

(二〇一〇・五・二二改正)

配 布 会員は『三田國文』各号一冊の配布を受ける。執筆

者は抜き刷りを刷りっぱなしの状態で二〇部と別途一

〇冊の配布を受ける。

専任教員・在籍学生以外には原則として郵送することとする。

(一九九八・六・一二改正)

販 売 一冊の価格は、最新号より遡って一〇号までは七五

〇円、会員価格は五〇〇円とする。それ以前の号については三〇〇円、会員価格は二五〇円とする。会員を通じての一般への販売も可とする。

(二〇〇〇・四・二七改正)